# ○○工事警戒船管理運用要領

### 1 目的

この要領は、〇〇株式会社が施工する「高松港〇〇岸壁復旧工事」の実施に際し、 当社が配備する警戒船の業務を適確に実施し、もって、工事施工海域及びその周辺 海域における船舶交通の安全と工事の円滑な遂行を図り、事故防止に万全を期する ことを目的とする。

### 2 警戒船の配備

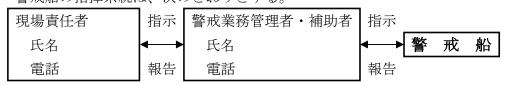
- (1) 本工事の実施期間中は、○隻の警戒船を配備する。
- (2) 配備する警戒船は、次のとおりとする。 (注:別紙に一覧表を添付しても可)

船名	総トン数	速力	長さ	幅	定員	検査済番号
	トン	ノット	m	m	人	
	トン	ノット	m	m	人	

- (3) 配備期間及び配備時間は、次のとおりとする。
  - ・配備期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの間
  - ・配備時間 ○○:○○から○○:○○までの間
- 3 警戒船の指揮及び通信連絡体制
  - (1) 警戒業務管理者及び警戒業務管理補助者
    - ① 警戒業務を適確に実施するため、次のとおり、警戒業務管理者及び警戒業務管理補助者〇名を配置する。

職名	氏 名	年齢	警戒業務経験年 数	管理講習受講書	
警戒業務管理者		歳	年	第○○○号昭・平・令	
" 補助者		歳	年	第○○○号昭・平・令	
" 補助者		歳	年	第○○○号昭・平・令	

② 警戒船の指揮系統は、次のとおりとする。



# (2) 警戒船の船長(注:別紙に一覧表を添付しても可)

船 名	氏 名	船長経験年数	海技免状の種類
		年	
		年	

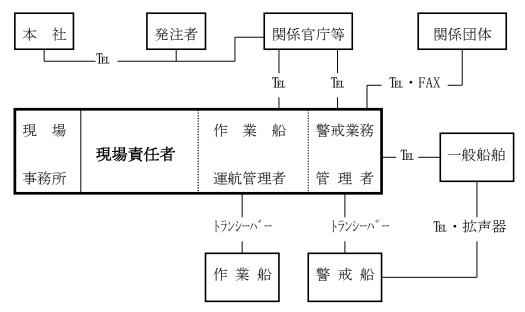
## (3) 専従警戒要員

警戒船には、次のとおり、警戒業務に従事する要員(以下、「専従警戒要員」という。)を乗船させ、警戒業務管理者の指揮のもと、本要領に定めるところにより、警戒業務にあたらせる。

氏 名	警戒業務経験年数	業務講習受講書
	年	第○○○号 昭・平・令
	年	第○○○号 昭・平・令

### (4) 通信連絡体制

警戒業務に関する通信連絡系統は、次のとおりとする。



# 4 警戒区域

警戒船が警戒する海域及び警戒船の配備位置は、別添○に示すとおりとする。

# 5 警戒船の性能及び装備

警戒船は、速力〇〇ノット以上とし、「警戒船」と表示した旗を掲げるとともに、 次のとおり装備する。

- ・連 絡 設 備-電話、トランシーバー
- ・監 視 機 材-双眼鏡

- ・注意喚起機材―赤旗(1m×1m)、汽笛(サイレン)、拡声器、探照灯
- ・そ の 他-海図、警戒船管理運用要領、緊急連絡系統図、海事法令集

### 6 警戒業務実施要領

- (1) 警戒船は、工事・作業の現場海域付近において、次の業務を行わなければならない。
  - ① 工事・作業や航行制限の内容に関する情報を通航船舶へ提供すること。
  - ② 工事・作業に従事する船舶の交通を整理すること。
  - ③ 工事・作業区域に異常接近しようとする船舶に対して、注意を促すこと。
  - ④ 工事・作業区域内の関連施設、工事・作業に従事する船舶等に異常接近しようと する船舶の監視及び関係者へ通報すること。
  - ⑤ 工事・作業区域の標識、工事・作業船舶、関連施設等の異常の有無を監視すると ともに関係者へ通報すること。
  - ⑥ 警戒区域付近で発生した海難事故に対し、人命救助、被害の拡大防止に必要な措 置を行うこと。
- (2) 船長及び専従警戒要員は、協力して次の事項を行わなければならない。
  - ① 警戒業務が適確に実施できるよう、船体、機関、機器等の保守に努め、警戒業務 に必要な知識のかん養及び各種訓練を実施すること。
  - ② 部署配置表、緊急連絡系統図、作業予定表等を見え易い場所に備付けておくこと。
  - ③ 警戒業務記録簿を備付け、警戒業務管理者からの指示事項、入手した情報等を記録すること。
  - ④ 警戒業務管理者から、毎日、工事・作業の状況、作業船運航計画、気象・海象情報等を入手すること。
- (3) 警戒業務の実施にあたっては、次の事項に留意しなければならない。
  - ① 一般船舶に対しては、情報を伝達する等安全航行に協力するものであり、他船に 対する指示、航法上の優先権を有するものではないこと。
  - ② 警戒船は、港則法、海上衝突予防法等の関係法令を遵守して、航行の安全を確保 しなければならない。
  - ③ 警戒船は、周囲の見張りを厳重にし、レーダー、双眼鏡を活用して、工事・作業 区域に異常接近するおそれのある船舶を早期に把握しなければならない。
  - ④ 緊急の場合の他は、警戒区域を離れたり、錨泊してはならない。

# (4) 警戒の方法

- ① 警戒船は、警戒区域を適宜巡回して、付近航行船舶、作業船等の運航状況を把握するとともに、標識等の関連施設の監視、気象・海象の把握を行い、○時間毎に警戒業務管理者へその状況を報告しなければならない。
- ② 作業船が一般船舶の航行を妨害するおそれがある場合は、警戒業務管理者へ通報 するとともに、作業船の交通整理を行わなければならない。
- ③ 一般船舶が工事・作業区域に異常接近するおそれがあると認められる場合は、直

ちに当該船舶に近づき、赤旗を振る、拡声器、汽笛、探照灯等の適切な手段により、注意を促さなければならない。

- ④ 探照灯を照射する場合は、当該船舶を幻惑させないようにし、危険箇所を照射する等して、当該船舶に危険の所在を知らせるように努めなければならない。
- ⑤ 異常が発生した場合は、直ちに警戒業務管理者へ通報するとともに、被害の拡大 防止のための必要な措置を行わなければならない。
- ⑥ 工事・作業区域への進入船舶があった場合は、区域外への退避を求め、誘導する 等の措置を講ずるとともに、警戒業務管理者へ通報し、必要な事項を記録しなけ ればならない。
- ⑦ 工事・作業区域に設置された標識、工作物等の関連施設の監視し、異常を発見した場合は、その状況を警戒業務管理者へ通報しなければならない。
- ⑧ 付近海域で海難が発生した場合は、直ちに現場に急行するとともに、警戒業務管理者へ通報し、必要な救助措置を講じなければならない。

#### 7 警戒業務管理体制

- (1) 警戒業務管理者は、主として次の業務を行わなければならない。
  - ① 警戒業務の総括及び実施に関すること。
  - ② 警戒船の運用計画及び警戒業務に必要な情報を専従警戒要員に伝達すること。
  - ③ 警戒船、工事責任者、海上保安官署等との連絡に関すること。
  - ④ 工事・作業の内容を専従警戒要員に周知すること。
  - ⑤ 専従警戒要員、警戒船船長等乗組員に対する教育、訓練に関すること。
- (2) 警戒業務管理者は、次の事項に留意して適確な業務を実施しなければならない。
  - ① 警戒業務管理者が事務所を離れる場合は、警戒業務管理補助者の中から職務代行者を指名すること。
  - ② 警戒業務管理者は、警戒船の運用を計画し、警戒船船長に指示すること。
  - ③ 警戒業務管理者は、工事責任者との連携を図り、必要な情報は、相互に提供して円滑な警戒業務の実施に努めること。
  - ④ 警戒業務管理者は、警戒船から通報のあった事項について、迅速、適確に処理すること。
  - ⑤ 作業船の海難、他船の進入、標識の流出、消灯等船舶交通の安全を阻害する事態 等が発生した場合は、直ちに関係官庁へ報告すること。
  - ⑥ 警戒業務を開始するにあたっては、専従警戒要員への初任教育を行うとともに、 毎月1回、研修、訓練を計画のうえ、実施すること。
  - ⑦ 作業中の海難、他船の進入等の事故については、後日、調査研究を行い、再発防 止に努めること。
  - ⑧ 警戒業務管理者は、自ら関係法令等の知識の習得に努めなければならない。
- (3) 警戒業務管理補助者は、警戒業務管理者を補佐するとともに、不在時は、その職務を代行しなければならない。